

あすの川西町の小学校を考える協議会設置要綱

(設置等)

第1条 児童の安全と教育効果の充実を目的として、校区の見直しの方向性について検討し、最も教育環境の整った町立小学校の適正配置を実現するため、あすの川西町の小学校を考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、将来的な課題を検討し、教育委員会へ提言や意見を答申するものとする。

- (1) 本町における小学校の適正規模に関すること。
- (2) 本町における小学校の適正配置に関すること。
- (3) その他、本町における小学校の適正配置等に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体代表者
- (3) 保護者代表
- (4) 教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、会議の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 協議会は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は協議会に出席させて説明を求めることができる。

(地区検討委員会)

第7条 協議会は、各小学校単位で地区検討委員会を設置することができる。

2 地区検討委員会は、地区の教育環境等の課題を整理、検討するものとする。

3 地区検討委員会の委員は、当該地区在住の住民の中から選任するものとする。

4 協議会の委員が地区検討委員会の委員になることを妨げない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。